

第1章 制限行為能力者

出題ランク
S

近年、この分野は毎年のように出題されています。

権利関係全体に通じるような考え方も学習しますので、気合いを入れて読み進めてください！

1 節 能力

1 「能力」の種類

制限行為能力者を学ぶ前提として、民法に出てくる「能力」とは何かを見ていきましょう。

- ① **権利能力** 権利・義務の主体となることができる能力
- ② **意思能力** 法律行為の意味を弁識する能力。
- ③ **行為能力** 単独で法律行為をすることができる能力。

① 権利能力

法律上の「**権利・義務の主体となることができる能力**」のことです。

人間は生まれながらにしてこの権利能力を有します。

生まれたばかりの赤ん坊でも、権利能力があるので、不動産を相続できるということです。

逆に人間以外の「犬や猫などの動物」が、物を所有したり、契約したりすることはできません。

② 意思能力

意思能力とは一般に「**法律行為の意味を弁識する能力**」を言います。弁識とは、

売買でいうと「売ります、買います」という行為の「**意味が分かるかどうか**」ということです。

逆に「意思能力なし」ということは「売ります・買います」の意味が分からんということであり、意味がわからない以上、そこに「売る・買う」という意思がありません。

意思のない約束(契約)は、契約していないのと同じ状態、つまり**無効**という扱いになります。

例えば、**幼児、重度の認知症の大人、泥酔者**などは「意思能力なし」と判断されます。

③ 行為能力

行為能力は一般に「**単独で法律行為をすることができる能力**」を言います。

いいかえると、「売ります・買います」などの契約が単独でできる能力のことです。

この章で学習する制限行為能力者とは、③の行為能力が制限されている人、つまり「**単独で契約をすることが制限されている者**」ということになります。

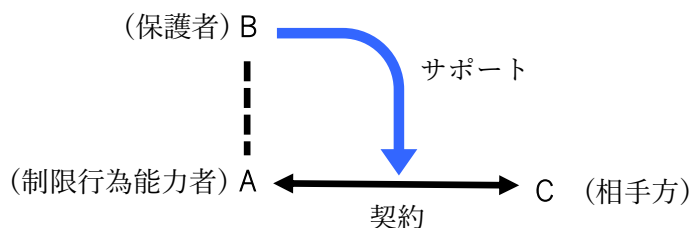
2 制限行為能力者の意義

原則として、契約が交わされた場合、当事者は契約内容に従って、カネを払う・モノを引渡すなど、やるべきことをやらねばいけません。

これは、契約をする当事者に「**十分な判断力がある**」から成立する話です。

もし、「十分な判断力のない人」が勝手に契約をしてしまい、原則通り、契約に従ってお金を支払わなければならないとなると、心無い人や悪い人たちの「カモ」にされてしまうことがあります。

そこで民法では、こういう「**十分な判断力がない人**」たちを「**制限行為能力者**」として扱い、この人たちが契約をする際は、判断能力のある「**保護者**」のサポートを受けてね、と規定しました。



もし、制限行為能力者が保護者のサポートなしで、つまり、制限行為能力者が**単独で契約をした場合**、その契約を**取消しすることができます**。
(なお、制限行為能力者が**取消しをするときに、保護者の同意を得る必要はありません**。)

【大事な考え方】取消しできるという権利（取消権）

十分な判断力がある人が契約した場合、当たり前ですが、契約の取消しなどできません。契約(約束)は守られなければなりませんから、お互いのやるべきことを果たさなければなりません。一方、制限行為能力者が「取消しできる権利(取消権)」は民法で与えられた特権みたいなものです。それだけ、制限行為能力者を手厚く保護しようという制度趣旨です。

ただ、制限行為能力者がした契約は**無効ではありません**。取消すまで**とりあえずは有効**なのです。取消ししたければすばいいし、取消ししないときは、契約通りやるべきことを果たすだけです。

民法では「単独で契約をすることが制限されている者」を次の4タイプに区分しています。

【制限行為能力者 4つの区分】

- ① **未成年者** : 年齢的に判断力が未熟。
- ② **成年被後見人** : 精神上の障害の度合い「大」。単独での判断は危険。
- ③ **被保佐人** : 精神上の障害の度合い「中」。基本は自分でできるが、大事な契約は不安。
- ④ **被補助人** : 精神上の障害の度合い「小」。基本は自分でできるが、ちょっとだけ不安。

①は「年齢的に幼いから判断能力が未熟だ」と、**年齢で一律に**制限する場合、
②、③、④は「病気や加齢などの理由で、判断能力が衰えている」と**裁判所のお墨付き**をもらう場合となります。精神上の障害の度合いで保護の内容も変わってきます。
では、4タイプの制限行為能力者を順に、詳しく見ていくことにしましょう。

2節 未成年者

未成年者 18歳未満の者

18歳未満の者、つまり「0歳から17歳の者」を一律に「判断能力が未熟な者」として扱い、保護の対象としました。「18歳未満でも大人以上にしっかりしている奴はいるじゃないか!」との反論もありますが、そこは法律でバツサリ「18歳未満は保護の対象!」としたのです。
(※酒・たばこは相変わらず20歳(ハタチ)になってからです。)

1 未成年者の保護の内容

未成年者の保護の内容は次の通りです。

【未成年者の保護の内容】

原則：未成年者が**単独**でした契約は**取消し**できる。

例外：**保護者が同意**した上の契約は**取消し**できない。

未成年者は「幼いから判断力が未熟」という扱いですから、「**一人では何の契約もできない**」と考えてください。よって、未成年者が単独で行った契約は問答無用で取消しができます。

しかし、未成年者が契約するときに、保護者が「その契約はしていいよ」と同意すれば、一人前の判断力がある人の「お墨付き」を得たことになるので契約の取消しができなくなります。

では、未成年者の「保護者」とは誰のことでしょうか。

民法では未成年者の保護者を「**親権者**」及び「**未成年後見人**」と定めています。

【未成年者の保護者】

・親権者（しんけんしゃ）

親権を行う者。ほとんどの場合、未成年者の父親・母親が共同で親権を行う。

・未成年後見人（みせいねん こうけんにな）

親権者が死亡したなど、未成年者に対し親権を持つものがない場合に未成年の代理人になる者。

例えば、親が若くして病気にかかり、余命宣告を受けたときに**遺言**で「この子の面倒は〇〇さんに託します」と未成年の代理人を指定することができます。

民法上、未成年者の保護者である「親権者・未成年後見人」は未成年者の「**法定代理人**」という扱いを受けます。

「法定代理人」とは未成年者**本人の意思に関係なく、自動的に**代理人となる人のことです。

2 未成年者単独でも取消しできない行為

未成年者が単独でした契約とはいえ、何でもかんでも取消しできるわけではありません。
以下の4つは、未成年者が単独で行った場合でも取消しができないものになります。

【未成年者単独でも取消しできない行為】

- ア. 単に権利を得るだけの行為 例：タダでモノを貰うような単純な贈与
- イ. 単に義務を免れる行為 例：借金を免除してもらう(借金返さなくていいよ)
- ウ. 保護者が処分を許した財産を使う行為 例：お小遣いで買い物をする
- エ. 保護者から営業を行うことを許可された場合、その営業に関する契約をする行為

アの注意

「贈与する代わりに、負担を負ってくれ」のような契約を負担付贈与といいます。
これは、「単に」権利を得ていませんから、単独で契約してはダメです。保護者の同意が必要です。

イの注意

「借金を返す」は弁済(べんさい)という法律行為であり、免除ではありません。
単に義務を免れているわけではないので、未成年が単独でやっちゃダメです。

エの例(よくでる)

たとえば、未成年者が八百屋の営業を許可された場合、未成年者が単独でできるのは八百屋の営業に関する行為だけです。それ以外、たとえば不動産の営業に関する契約は単独ではダメです。

3 未成年者の保護者ができるサポートの内容

そんな未成年者をサポートするため、保護者には次の4つの権利が与えられています。

【未成年者の保護者ができるサポートの内容】

- ① 取消権 (とりけし) 未成年者が単独でした契約を取り消す権利
- ② 同意権 (どうい) 未成年者が単独で契約をする前に、その契約を承諾する権利
- ③ 追認権 (ついにん) 未成年者が単独で契約をした後に、その契約を承諾する権利
- ④ 代理権 (だいに) 未成年者の代わりに契約ができる権利

これらがどういう権利なのかを、事例を通して解説していきます。

事例1

未成年者 A は、法定代理人である保護者 B の同意なく 1K のアパートを借りる契約を C とした。

① 取消権

未成年者 A が保護者 B の同意なしでした契約は、原則通り、取消しができます。

この取消しは未成年者本人が**単独で取消しできる**のはもちろん、その**保護者も取消しができます**。

② 同意権

未成年者 A と保護者 B が一緒に C のところに行き、契約をする前に

保護者 B が「よし、このアパート借りてもいいよ」と同意を与えることができます。

③ 追認権

追認とは字の通り「追って認める」ことです。

未成年者 A が単独でした契約を保護者 B が**後で同意を与える**ことです。

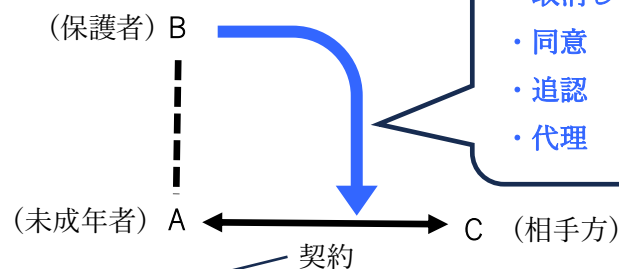
④ 代理権

代理とは、「本人に代わって契約をし、その契約の効果を本人に帰属させる」というものです。

ちゃんとした判断力のある**保護者が「未成年者の代わり」になって契約**をします。

事例でいうと、保護者 B が「未成年者 A の法定代理人」として C と契約すれば、A と C が契約したことになるので、A は問題なくアパートに住むことができます。

【図で記憶】 未成年者の保護者ができること



未成年者が単独でできる行為(取消しできない行為)

- ・単に**権利を得るだけ**の行為
- ・単に**義務を免れるだけ**の行為、
- ・保護者が**処分を許した財産**を使う行為
- ・保護者から**営業**を行うことを許可され、その**営業**に関する契約をする行為

【大事な考え方】 追認と同意の違い

同意は未成年者が契約する「**前**」に保護者が認めること

追認は未成年者が契約した「**後**」に保護者が**追って**認めること

同意も追認も、一人前の判断力のある保護者が、未成年者のした契約を認めることですから、契約の取消しができなくなります。取消すことを「放棄する」ことと同じです。

3節 成年被後見人

1 成年後見制度

認知症や精神上の障害を抱えた人がいるとしましょう。

このような方々は、様々な契約を一人で行うのが難しい場合があります。

人によっては、自分自身で全く契約できないということもあるでしょう。

最悪の場合、自分に不利な契約であることさえわからないまま契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあうおそれもあります。

そこで民法は、このような人々を保護するために「成年後見制度」というものを用意しました。

成年後見制度はざっくり言えば

「この人は自分自身の判断力が心配な人です」と裁判所のお墨付きをもらう制度です。

判断力のことを小難しく事理弁識能力(じりべんしきのうりよく)といいます。

成年後見制度の保護の対象となる人は、この事理弁識能力の程度によって次の3種類に分かれます。

【成年後見制度の保護の対象】

成年被後見人：精神上の障害「大」。事理弁識能力を欠き、後見開始の審判を受けた者

被保佐人：精神上の障害「中」。事理弁識能力が著しく不十分で、保佐開始の審判を受けた者

被補助人：精神上の障害「小」。事理弁識能力が不十分で、補助開始の審判を受けた者

判断力の具合は医師が診断します。そのときの診断書を添えて、家庭裁判所に申し立てをし、審査をした結果、保護する必要があるかどうかの審判を下します。

「〇〇開始の審判」がなければ、制限行為能力者として保護されないってことです。

【発展】 〇〇開始の審判を申し立てる人は誰か？

裁判所に申し立てができるのは、本人・配偶者・4親等内の「親族」などです。

大抵は本人のことを心配している身内(配偶者・親族など)が申し立てをします。

本人に身寄りがいない場合、検察官も申し立てができることになっています。

(※ 補助開始の審判の場合、身内が申し立てする場合は本人の同意が必要)

それでは、成年後見制度の3つの種類「成年後見、保佐、補助」について詳しく見ていきます。
まずは成年被後見人からです。

2 成年被後見人とは

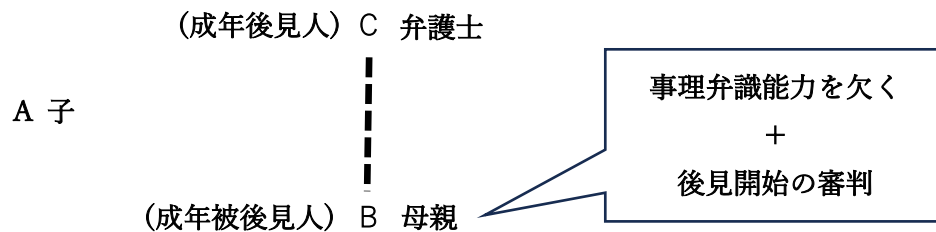
成年被後見人（せいねん ひ こうけん にん） 事理弁識能力を**欠き**、**後見開始の審判**を受けた人
成年後見人（せいねん こうけん にん） 成年被後見人の保護者。

事理弁識能力を「欠く」とは**判断力が「全くない=Nothing」**ということです。
 つまり法律上、成年被後見人自身は**何の判断もできない**という扱いになります。
 単独で何も判断できないのだから、最大級の保護をしてやろうとなるわけです。

事例を通して、どういう制度なのかを見ていきましょう。

事例2

Aの母親Bは重度の精神障害があり、医師から「事理弁識能力を欠く」との診断を受けた。AはB一人では契約ができないと判断し、家庭裁判所に行って成年後見の申し立てをした。後日、裁判所からBの後見開始の審判が下され、その保護者に裁判所が指定した弁護士Cが就任した。



家庭裁判所より後見開始の審判を受けた人、つまり保護の対象となるBを「**成年被後見人**」
 裁判所によって選任された保護者Cを「**成年後見人**」と呼びます。

【発展】後見監督人

成年後見人が**適切な業務をしているかどうかを監視する人**。成年後見人の不正をチェックします。
 被後見人、その親族又は後見人からの申し立てのほか、家庭裁判所が必要があると認めるとき職権
 で選任することができます。後見監督人は必ず選任されるとは限りません。

【コラム】保護者は身内の子Aが選ばれるんじゃないの？

成年被後見人「母親B」の子供であるAがその成年後見人(保護者)としてふさわしいように思います。しかし、裁判所の審査において、母親Bの身内Aが保護者につくことは多くありません。それは、身内Aによる成年被後見人Bの**財産の使い込みを防ぐため**です。

最初は軽い気持ちで本人(成年被後見人)の財産を、身内である保護者が使っていましたが、それが常態化して多額の使い込みに発展してしまうケースが過去に多くあったようです。こういう事態を防ぐため、裁判所は成年後見人として**身内「以外」の弁護士、司法書士、社会福祉士といった専門家**を選任する場合があります。

(こういった専門家が保護者になっても、不正が起きていることが現在、社会問題となっています)

3 成年被後見人の保護の内容

【成年被後見人の保護の内容】

原則：成年被後見人が**単独**でした契約は**取消しできる**

例外：**日用品購入**などの日常の契約は、**取消しができない**

成年被後見人は事理弁識能力を「欠く」常況にある人のことといいます。

よって、そのような人が単独でした契約は、問答無用で取消しができます。

例外として、スーパー、コンビニなどの**日用品購入など日常の契約**は取消しできません

日々、無数に取引されている日用品なども取消し可能としてしまうと、

かえって社会が混乱してしまうからです。

2 保護者(成年後見人)のできること

これも未成年者と同じように

保護者である成年後見人に取消権、同意権、追認権、代理権があるのか考えていきます。

事例3

事理弁識能力を欠き、後見開始の審判を受けたAは成年被後見人となった。

Aは成年後見人Bの同意を得ず、自身が所有する甲土地を単独で相手方Cに売却した。

① 取消権

成年被後見人Aが相手方Cとの契約を取消しできるのはもちろん、

保護者である成年後見人BもAがした契約の取消しができます。

② 同意権

成年後見人Bが、契約時に「その契約はやってもいいよ」と成年被後見人Aに同意を与えたところで、本人は事理弁識能力を欠いているのですから「**同意**」の意味も分かっていない状態です。同意を与えてもその通りに契約することができないかもしれません。

よって、成年後見人の同意は無意味なので、**同意があろうとなかろうと**契約の取消しができます。

③ 追認権

成年被後見人Aが単独でした契約も、一人前の判断力がある成年後見人Bが「その契約はOKです」と**後で相手方Cに伝えれば**、有効な契約で確定します。よって追認すれば取消しできなくなります。

④ 代理権

成年後見の場合、これが一番の役割です。

成年被後見人は「事理弁識を欠く＝自身は何をしているのか理解できない常況」なので、

そもそも成年被後見人自身が契約することはほとんど無く、**成年後見人Bが代わりに行います**。

よって、成年後見人に選ばれた人は「**当然に**」成年被後見人の**代理人**(法定代理人)となります。

【大事な考え方】 法定代理人の「法定」の意味

未成年者と成年被後見人は「自分一人では判断できない」という扱い。

⇒ 「他の誰か」が代わりに契約しなければならない

⇒ 未成年者・成年被後見人は「他の誰か」に契約をお願いすることができないという建前。

⇒ だったら、**法律**で事前に代わりに契約する人を**定めて**おかないといけないね。

これが「法定」代理人の意味です。

今後、「法定〇〇」という言葉が色々出てきますが、試験対策上は

法律で定まっている条件に当てはまれば、**本人の意思に関係なく自動的に**〇〇になる。

と考えてください。

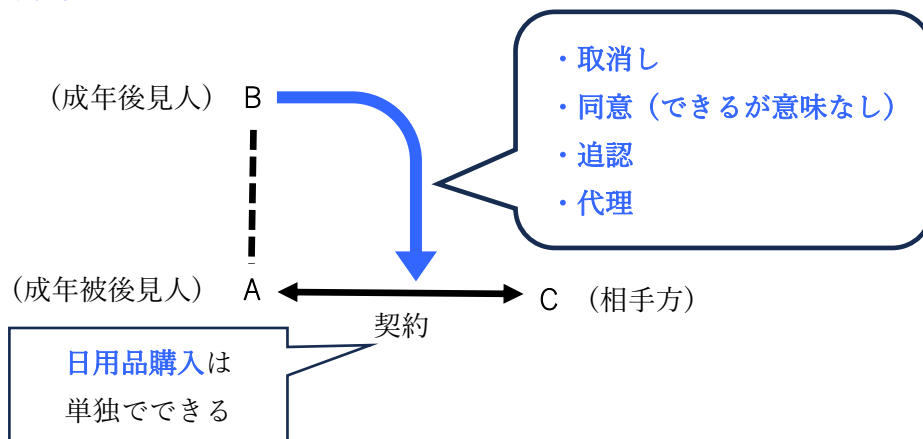
ただし、成年被後見人が法定代理人だからと言って、何をしてもよいわけではありません。

成年被後見人が**居住**している「**建物・敷地**」の「**売却・賃貸借・抵当権の設定**」を、

保護者(成年被後見人)が代わりに行う場合、**家庭裁判所の許可**が必要になります。(よく出る)

この規定は、**被保佐人・被補助人の場合にも適用**されます。

【図で記憶】 成年被後見人



【コラム】 なんで家庭裁判所の許可がいるの？

保護者である成年被後見人の役割は、本人である成年被後見人の財産の**維持・管理**であり、**不当な取引から本人を守ること**です。不動産の売却などは「維持・管理」ではないですし、保護者である成年被後見人が本人の不動産を売って、私腹を肥やすみたいな事例もあるので、そういうケースを防ぐという意味合いで家庭裁判所の許可が必要になるということです。

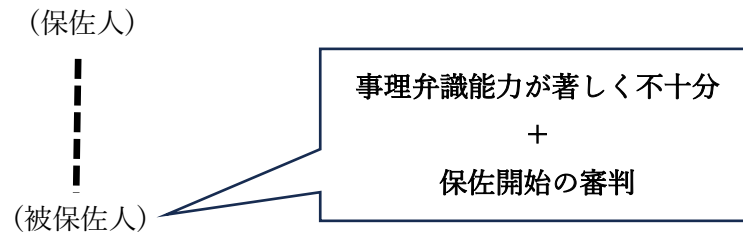
4節 被保佐人

1 被保佐人とは

被保佐人（ひ ほさにん） 事理弁識能力が**著しく不十分**で、**保佐開始の審判**を受けた人

保佐人（ほさにん） 被保佐人の保護者

「事理弁識能力が**著しく不十分**」であると判断された人に、裁判所から**保佐開始の審判**が下されると「**被保佐人**」として保護されます。保護者は「**保佐人**」として裁判所から選任されます。



事理弁識能力が「著しく不十分」というだけで、「**少しでもある=Anything**」ということです。成年被後見人の場合、事理弁識能力を「欠く=全くない=Nothing」ですので、成年被後見人と被保佐人との間にかなり大きな差があるということを押さえてください。

2 被保佐人の保護の内容

【被保佐人の保護の内容】

原則：被保佐人が単独でした契約は取消しできない。

例外：以下の「**重要な財産上の行為**」を単独でした場合、取消しができる。

- ・ **借金**をすること、**保証人**になること
- ・ **不動産・自動車**などの**売買**をすること
- ・ 新築・改築・増築・大修繕をすること
- ・ **5年を超える土地の賃貸借**
- ・ **3年を超える建物の賃貸借**
- ・ 訴訟行為
- ・ **贈与の申込みを拒絶、負担付贈与の承諾** などなど

被保佐人は判断力が著しく不十分というだけで、「ある」ことに変わりないので、被保佐人の単独でした契約は、原則として**取消しはできません**。

ただし、上記の「**重要な財産上の行為**」を、被保佐人が**単独**でした場合は**取消し**ができます。もちろん、被保佐人が重要な財産上の行為を行う場合、保護者である保佐人が同意した場合は、取消しができなくなります。

3 保護者(保佐人)のできること

保護者である保佐人に取消権、同意権、追認権、代理権があるのか考えていきます。

事例4

事理弁識能力が著しく不十分と判断され、保佐開始の審判を受けたAは被保佐人となった。
Aは保佐人Bの同意を得ず、自身が所有する甲土地を単独でCに売却した。

被保佐人Aは「土地の売買」をしています。これは「**重要な財産上の行為**」に該当するので
被保佐人Aが単独で行った場合は取消しすることができます。

① 取消権

被保佐人Aが単独で行っているので取消しできますし、保護者Bも取消しができます。

② 同意権

被保佐人Aが「**重要な財産上の行為**」を行う時に、保佐人Bの**同意**を得てCと契約すれば、
有効な契約で確定し、もはや取消しができなくなります。

【発展】家庭裁判所の同意に代わる許可

重要な財産上の行為について、保佐人が被保佐人の**利益を害する恐れがないにもかかわらず同意を与えない場合**、被保佐人の請求によって、家庭裁判所は「**同意に代わる許可**」を与えることができます。

③ 追認権

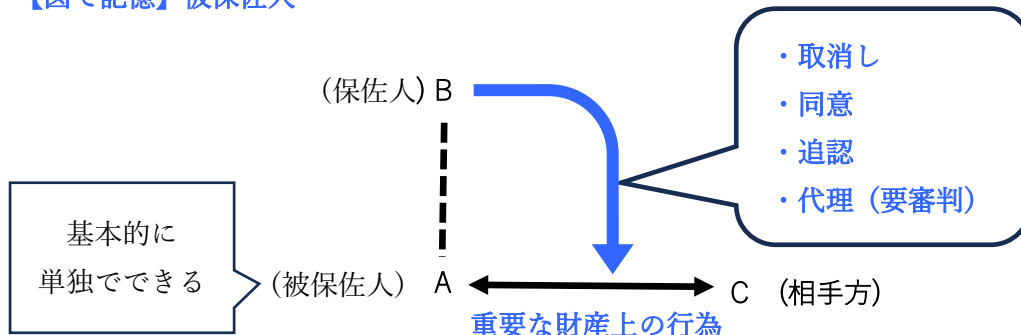
被保佐人Aが「**重要な財産上の行為**」を**単独でした後**、保佐人Bが「その契約をしてもOKです」と相手方Cに**伝えれば**、契約は有効で確定し、もはや取消しができなくなります。

⑤ 代理権

被保佐人Aは、事理弁識能力が著しく不十分とはいえ、少しでも「ある」のですから、
未成年者や成年被後見人と違って、基本的には**自分一人ですべて判断できる**のです。
よって、保佐人Bに**被保佐人を代理する権利は当然には認められません**。

仮に、保佐人に被保佐人Aを代理する権限を与えるためには
家庭裁判所の「保佐人に代理権をあげるよ」という**代理権付与の審判**が必要になります。

【図で記憶】被保佐人



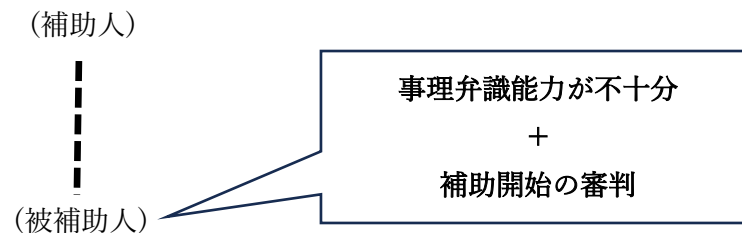
5節 被補助人

1 被補助人とは

被補助人（ひ ほじょにん） 事理弁識能力が**不十分**で、**補助開始の審判**を受けた人

補助人（ほじょにん） 被補助人の保護者

「事理弁識能力が**不十分**」と判断された人に、裁判所から**補助開始の審判**が下されると「**被補助人**」として保護されます。保護者は「**補助人**」として裁判所から選任されます。



後見、保佐との大きな違いは、被補助人になろうかという人が裁判所に「**本人で申出**をする」か、本人以外の者が申出をする場合は「**本人が同意**」をしない限り、開始の審判が出ないことです。被補助人は事理弁識能力が単に「不十分」というだけで、基本的には「ある」のですから、**本人の意思を尊重してあげよう**ということで、本人以外の人が好き勝手に、「この人を被補助人にしてください」と裁判所にお願いできないということです。

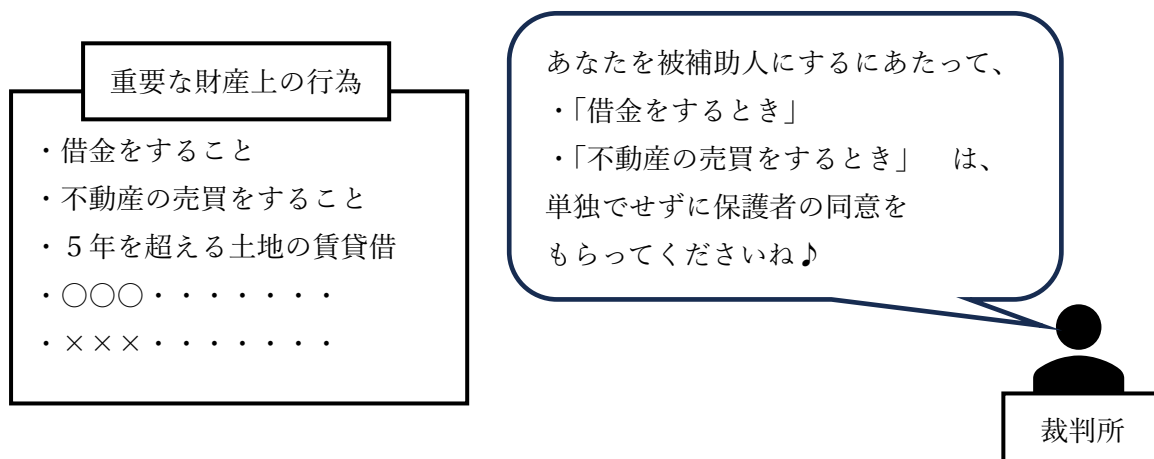
2 被補助人の保護の内容

被補助人は事理弁識能力が不十分だが「ある」ので、原則として、契約の**取消しはできません**。取消しできる契約は、保佐人のところから出てきた「**重要な財産上の行為**」のリストの中から同意が必要な行為について**家庭裁判所**が「**同意権付与の審判**」をしたものだけです。

同意権付与の審判（どういけんふよ の しんぱん）

裁判所が、補助人の同意が必要な行為をあらかじめ決めること。

たとえば、裁判所が補助開始の審判を下すときに、重要な財産上の行為の中から「借金をすること、不動産・自動車などの売買をすること」は補助人の同意を貰ってネ、と決めることです。もちろん、どの行為に同意権の付与の審判がされるかは、個々人の事情で変わります。



3 保護者(補助人)のできること

補助人に、取消権、同意権、追認権、代理権があるかを見ていきます。

事例5

事理弁識能力が不十分と判断され、補助開始の審判を受けたAは被補助人となった。

このとき、裁判所は、同時に「土地の売買」について同意権付与の審判を与えた。

その後、Aは補助人Bの同意を得ず、自身が所有する甲土地を単独でCに売却した。

同意権付与の審判が与えられた行為について、被補助人が単独で契約した場合の話です。

① 取消権

被補助人が「**重要な財産上の行為**で**同意権付与の審判があった行為**」を**単独**で行った場合、被補助人が取り消しできるのはもちろん、補助人も取消しができます。

② 同意権

裁判所の「**重要な財産上の行為**で**同意権付与の審判があった行為**」にのみ、補助人に同意権が与えられます。補助人の同意があればその行為は、もはや取消しできなくなります。

③ 追認権

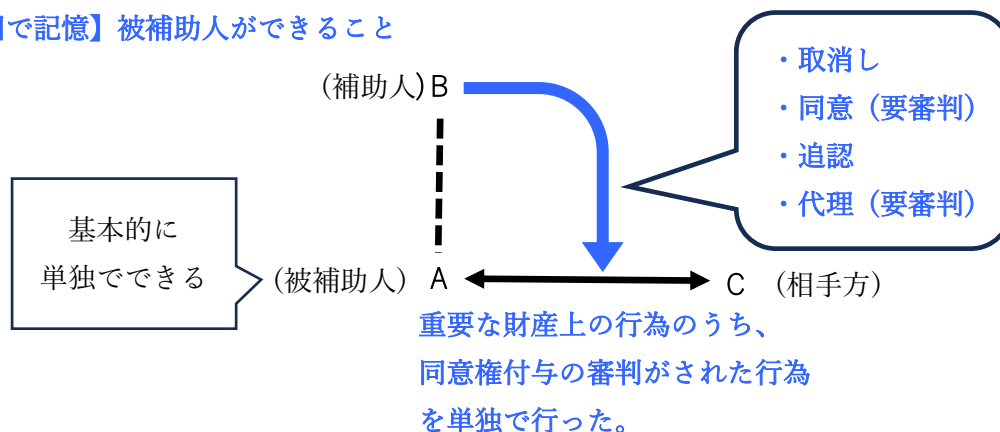
被補助人が「**重要な財産上の行為**で**同意権付与の審判があった行為**」を**単独で行った後**、補助人が「その契約をしても OK です」と相手方に伝えれば、もはや取消しできなくなります。

④ 代理権

被補助人は、事理弁識能力が不十分だけれども「ある」のですから、基本的には自分一人でできます。よって補助人には、**当然に被補助人を代理する権利がありません**。

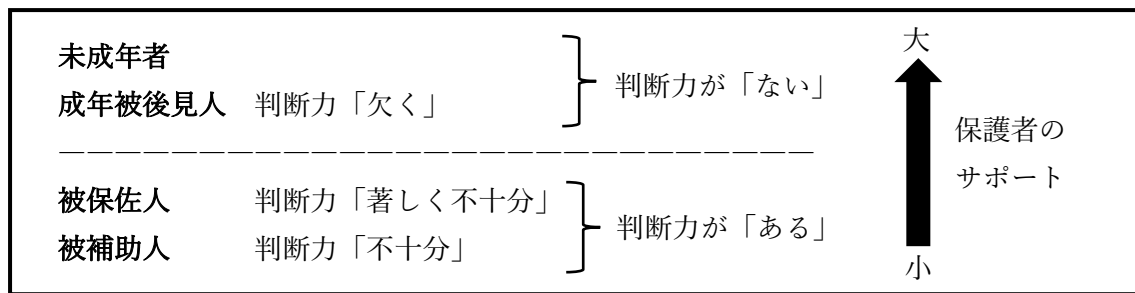
補助人に代理権を与えるためには**家庭裁判所**の「特定の行為について保護者に代理権をあげるよ」という**代理権付与の審判**が必要になります。(補助開始の審判と同じタイミングで行われます)

【図で記憶】被補助人ができること



【大事な考え方】 保護者のサポートの違い(ここまでのまとめ)

制限行為能力者の判断力(事理弁識能力)の度合いで、保護される度合いが変わります。



○判断力が「ない」グループ

- ⇒自分一人では契約できない。(＝基本的に単独で契約したら取消しできる。例外アリ)
- ⇒契約するにも、判断力がある保護者のサポートが不可欠。(保護者の権限が大きい)
- ⇒代わりに契約してもらう人を選ぶことができない(お願いすることができない)
- ⇒法律で、事前に代わりに契約してもらう人を決めておく(＝法定代理人)

○判断能力は「ある」グループ

- ⇒自分一人で契約できる(＝基本的に単独で契約しても取消しできない)
- ⇒ただし、重要な財産上の行為をする場合はサポートが必要。(保護者の権限は小さい)
- ⇒本人に判断力はあるんだから、保護者は当然に代理人になることはできない。

【発展】 制限行為能力者が詐術を用いた場合

制限行為能力者が「私は制限行為能力者じゃないよ」や「保護者の同意を貰っているよ」などの嘘をつき(詐術を用い)、相手方を騙して契約をした場合、そんな制限行為能力者は**保護に値しない**ので、**取消しできない**としました。つまり、ウソをついた責任をとって、契約の履行をしろということなのです。

6節 取引の相手方の保護 (あとまわしで OK)

もし、制限行為能力者と取引した場合、その契約は、いちおうは有効な契約ですが、制限行為能力者(と保護者)は取消しができるので、契約が「**不安定な状態**」に変わりありません。

制限行為能力者と取引した相手方としては、

この「不安定な状態」をいち早く脱し、早く契約を**有効か無効かに確定させたい**はずです。

そこで民法では、取引の相手方は、制限行為能力者側に対して

「**契約を有効にするの？無効にするの？**」と催促できることし、

不安定な状態から解放してあげようと思いました。これが取引の相手方の**催告権**です。

催告権 (さいこくけん)

制限行為能力者の取引の相手方は、**1か月以上の期間**を定めて**追認するかどうか**を催告できる

取引の相手方は、基本的には**保護者に対して催告**します。

保護者は一人前の判断能力がある人なので、その**催告に対して回答する義務**があります。

催告を受けた保護者は契約を「**追認して有効にするか**」、「**取消しして無効にするのか**」を決めなければいけません。

仮に、この催告に対して**保護者が返答せず無視した場合**、どうなるでしょうか。

制限行為能力者がした契約は取消しできるとはいえ、**一応は有効な契約**です。

保護者は催告の回答をする義務がありますが、それを無視するということは、

「**そのまま有効な契約**として扱いましょうよ」ということです。

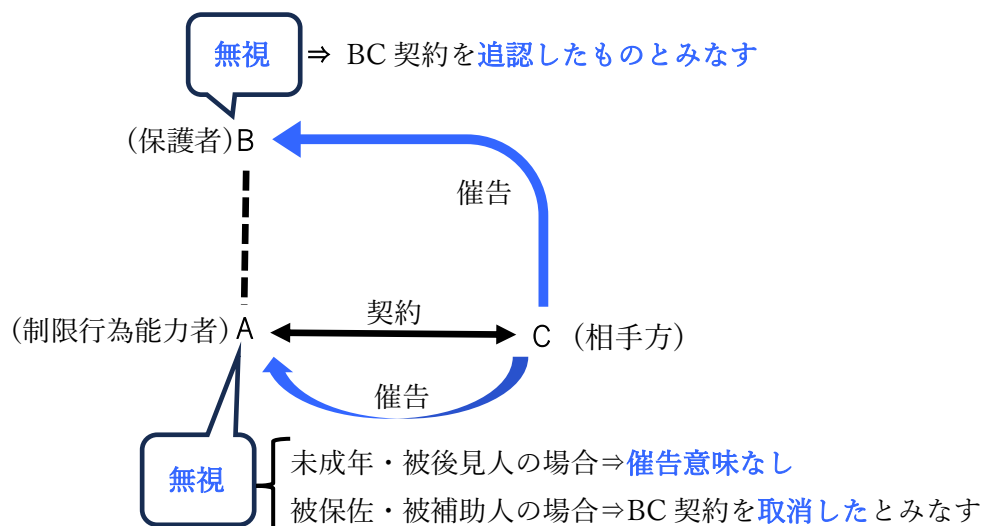
つまり**追認したものとみなされます**。

一方、制限行為能力者に対して催告することもできますが、

未成年者・成年被後見人は催告の意味すら分らないという建前なので、催告自体が**無意味**です。

被保佐人・被補助人が催告を無視した場合、契約自体が**取消ししたものとみなされます**。

【図で記憶】制限行為能力者の相手方保護



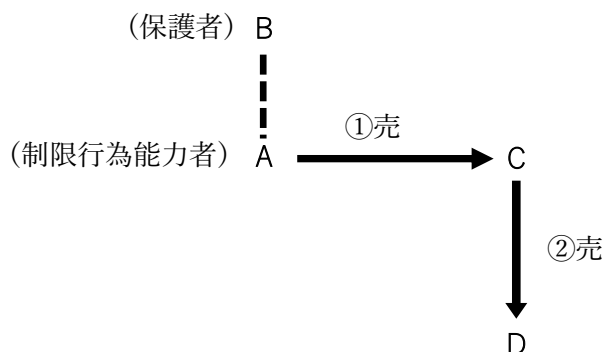
7節 制限行為能力者と第三者

この例題を通して民法の根幹となる重要な考え方を解説していきます。最初は難しいと思いますが、今後、学習していくうえで必ず役に立ちますのでじっくり読んでみてください。

制限行為能力者と直接の取引関係にない第三者が現れたときの話です。

事例6 制限行為能力者の取消し前の第三者

制限行為能力者 A が、保護者 B の同意なしに自己所有の建物を C に売却し、C は D に転売した。建物は D に引き渡されている。その後、保護者 B は A の制限行為能力を理由に AC 間の契約の取消しを D に対抗できるか。ただし、D は A が制限行為能力者だということについて善意無過失であるとする。



A⇒C⇒D と売買が進んだということは、D が建物の所有権をもっているということです。

このとき、保護者 B が「制限行為能力者 A が単独でした契約」という理由で、AC 契約の取消しを D に主張できるか、という問題です。

まず、保護者 B の主張の内容をかみ砕いて見ていきます。

保護者 B の主張

- 制限行為能力者 A は、保護者である私 B の同意なく契約したので、それを取消したい。
- ⇒ AC 契約を取消すると、契約は初めからなかったことになり、**建物の所有権は A に戻る**。
- ⇒ C は建物の所有者でなかったことになり、C から建物を買った D も当然所有者にはならない。
- ⇒ よって、建物の所有権のない D は、それを A に返還すべきだ。

一方、建物を買った D は以下のような反論をしたいと思います

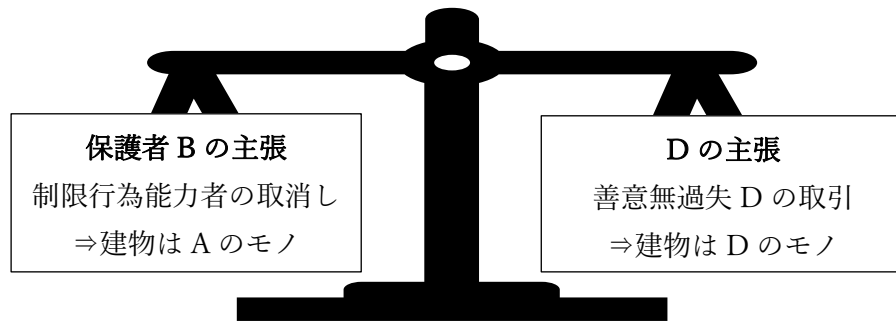
第三者 D の主張

- ⇒ 私 D は、キチンと C と契約しているわけだから、**建物の所有権は D に移っている**。
- ⇒ A が制限行為能力者なんて知らないし(善意)、わかるワケない(無過失)だろ。
- ⇒ よって、A に返還するのは納得がいかない。

A の保護者 B も、第三者 D も、間違ったことは言っていないですが、主張が真っ向から対立してしまいました。かと言って建物を A と D が仲良く 2 人で使うわけにもいきません。どうしましょう。こういった「お互いの利益が対立する状態」を法的に解決するのが裁判所の役割です。

裁判所は、「Aの保護者B」と「D」両者の主張を聞き、

「**どちらの利益を優先して保護すればいいか**」を考えます。これを**利益衡量**(こうりょう)といいます



では、事例の場合、裁判所は「Aの保護者B」、「D」のどちらの主張を優先して保護するでしょうか。

結論、「Aの保護者B」の主張を優先して保護します。つまり、この事例7の解答は

「**保護者BはAC契約の取消しをDに対抗でき、Dから建物を返還することができる**」

となります。

なぜ、裁判所がそのような判断をするかという点、

「制限行為能力者の取消しは**社会的弱者の救済制度**であり**最大限保護**されるべき」という理由です。

たとえ、Dが「Aが制限行為能力者だ」ということについて**善意無過失**であっても、

制限行為能力者Aを保護せよというのが裁判所の判断です。

【大事な考え方】 「善意無過失の第三者」のイメージ

第三者Dの立場になって考えてみて下さい。

ほとんどの場合、自分の契約した建物が「誰から、どんな事情でCの手に渡ったか」ということを、いちいちDが知っているわけがない(**善意**)ですし、調べてもわかるわけがありません(**無過失**)。

当然、Dは**何の疑いもなく**購入した建物に引っ越して、そこで生活を始めるわけですが、ある日突然、**見ず知らずの**保護者Bなる人物が現れて、

「制限行為能力者Aが単独でCと契約したので、その契約を取消します。元はAの建物なんですから、Dさん、ここから出ていってください」と言われるわけです。

このときのDの状態が「Aが制限行為能力者だ」ということについて善意無過失であるといいます。

当然Dは、Bにそんなこと言われても納得できないでしょう。

ただし、双方の意見が対立している以上、どちらか一方が泣きを見なければいけないわけです。

この事例の場合、「制限行為能力者は最大限保護されるべきだ」という理由で、

申し訳ないが、第三者Dに泣いてもらおう(出ていってもらおう)というのが裁判所の判断です。

仮に、第三者Dが「Aが制限行為能力者であることを知っていた(**悪意**)」または

「ちょっと調べれば制限行為能力者だと分かった(**有過失**)」であった場合、

Dを**保護すべき理由が何もない**ですから、保護者Bの主張が当然のように勝ちます。

Dが善意無過失でも勝てないのですから、当然の話です。

次の事例の場合はどうでしょうか。

事例7 制限行為能力者の取消し後の第三者

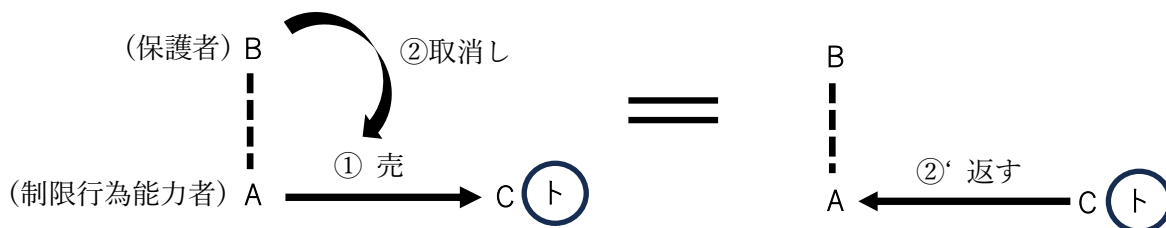
制限行為能力者 A が、保護者 B の同意なしに自己所有の建物を C に売却し登記もしたが、保護者 B が A の制限行為能力を理由に契約を取り消した。その後、C は D に建物を売却し、所有権移転の登記も済ませた。A は D に対して建物の返還を請求できるか。

事例7と違うのは、AC 契約の**取消しがあった後**に、第三者 D が登場したということです。

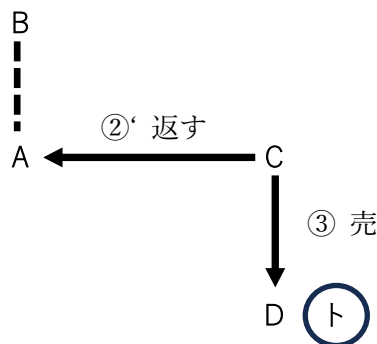
B が AC 契約を取り消したということは、契約が初めから何もなかったことになります。

つまり、A、C には契約前の元の状態に戻す「**原状回復義務**」が発生するわけです。

図で書くと以下のように置き換えができます。



取消し後に、C は第三者 D に建物を売却し、登記を移していますので、図は次のようになります。



導入でもやったように、民法では不動産の場合「これは俺のモノだ」と他人に主張するには「名義変更」つまり「**所有権移転登記**」をして登記簿に自分の名前が載ることが必要でした。

いいかえると、A か D の**どちらかが先に移転登記をした方**が所有者を名乗れます。

事例の場合ですと、D が先に登記をしていますから、D が建物の所有権を主張することができます。

つまり、事例8の解答は「**A は D に対して建物の返還を請求することができない**」となります。

【大事な考え方】 取消し後に現れた第三者

本来、制限行為能力者 A (とその保護者 B) は取消しをした時点で、

所有者の名義を C から A にさっさと戻すべきなのです。**それを放置した結果、**

取消し後に現れた第三者 D に先に登記されてしまったのですから、文句は言えないのです。

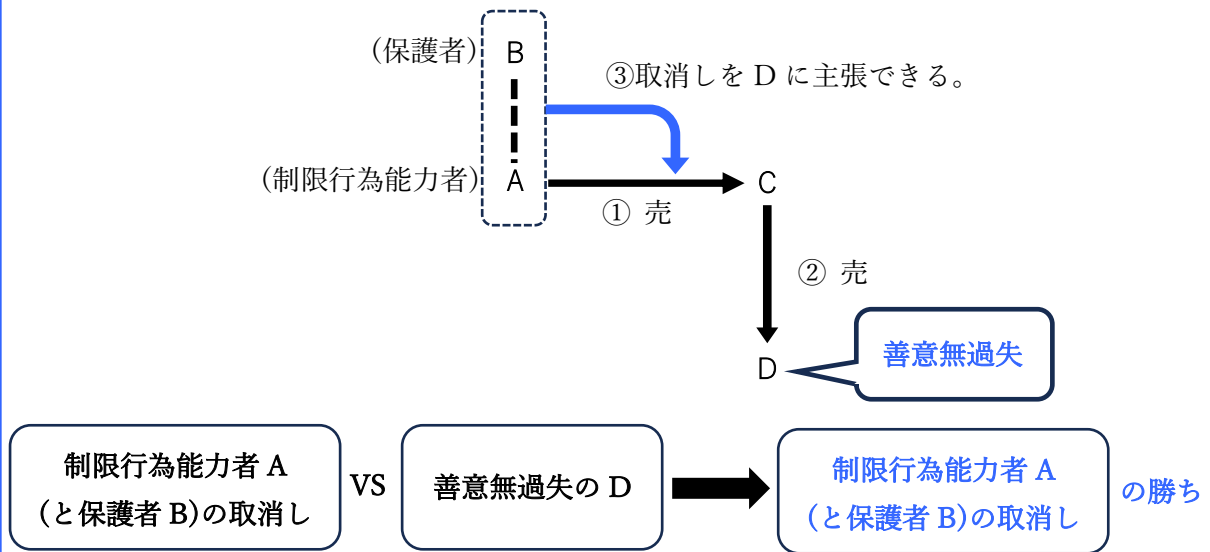
取消ししたのにやるべきことをしなかった**怠慢が招いた結果**です。

このときの A と D の関係を「**対抗関係**」といいます。お互いが対抗関係に立った場合、

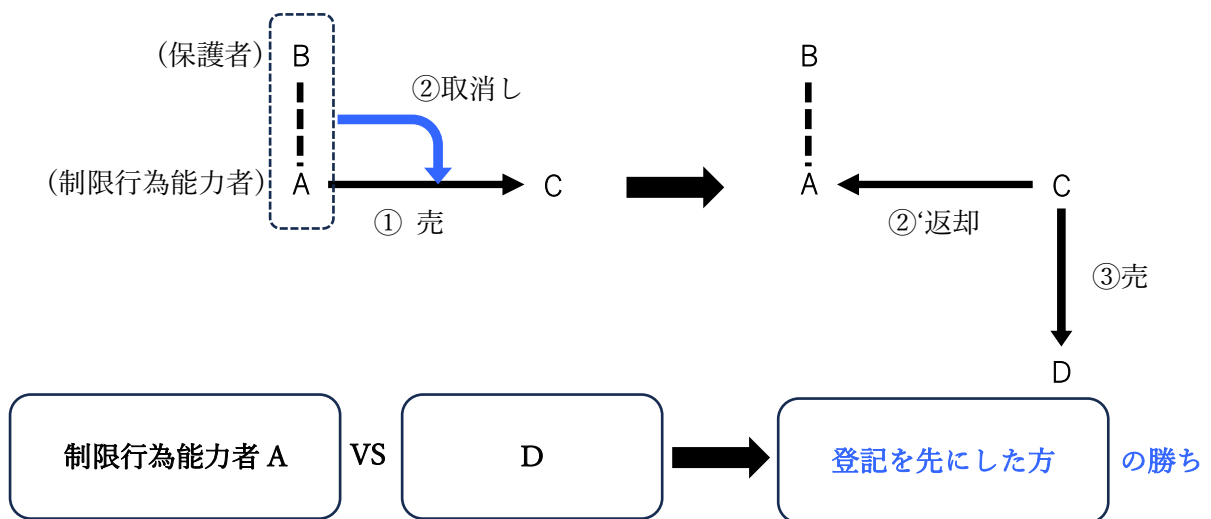
取消しの理由にかかわらず「先に登記した方」が所有者を名乗れます。

D が善意だろうと悪意だろうと無過失だろうと関係なく、とにかく先に登記をした方が勝ちです。

【図で記憶】制限行為能力者の取消し前の第三者



【図で記憶】制限行為能力者の取消し後の第三者



※D が善意無過失だろうと、悪意だろうと関係なし。登記を先にした方が勝つ。